

・1次フィルタ又は2次フィルタの交換時にHEPAフィルタがずれたおそれがある場合（HEPAフィルタは作業中に交換してはならないものであるから留意すること。）

また、集じん・排気装置の設置時及び1次フィルタ又は2次フィルタの交換の都度、フィルタ及びパッキンが適切に取り付けられていること等についても目視で確認すること。《平成26年4月23日基発0423第7号》

5. 具体的な作業開始直後及び稼働中の集じん・排気装置排気口からの漏洩の有無の確認方法については、2-5-2漏洩の監視によること。

6. 漏洩の確認等の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに石綿等の除去等の作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設、フィルターの装着の不具合の修繕、集じん・排気装置の交換、集じん・排気装置の機能によりその吸気量を増やすこと、前室の出入口以外の空気の漏えい箇所の密閉等、異常の原因を改善するための措置など、必要な措置を行い、異常が解消される必要がある。これら異常が解消され、集じん・排気装置が正常に稼働し、排気口からの石綿等の漏えいがなく、前室が負圧に保たれる状態に復帰するまでの間、作業を中止する必要があること。《平成26年4月23日基発0423第6号》

また、集じん・排気装置の排気口から石綿等の粉じんが漏えいしていることが確認された場合には、関係労働者にその旨を知らせるとともに、当該漏えいにより石綿等にばく露した労働者については、第35条第4項に基づく記録が必要となること。また、その漏えいが甚大であった場合は、関係行政機関等に通報し、必要な指示を仰ぐ必要がある。

7. 「隔離空間の内部の負圧化が適切に行われていること」の確認については、集じん・排気装置を稼働させた状態で、隔離空間内部そのものと前室の負圧の点検を行う。前室については、微差圧計（マノメーター）による定量測定のほか、スモークテスターや吹流し等により前室から隔離空間に外気が流入していることを確認する。点検については、少なくとも1日に1回、作業を行う労働者の入退場時やその日の作業終了時に行う。

8. 隔離空間の内部の負圧化の確認は次のように行う。

(1) 養生シートの内側へのはらみ具合を目視で確認する。また、マイクロマノメーター（精密微差圧計）により隔離空間の内部の負圧化を確認する（図-14-1参照）。

集じん・排気装置が稼働しているときは、養生シートの多少の破損ではマイクロマノメーターの測定値に影響が出ない可能性があるため、目視及びスモークテスターで作業場内部から定期的に確認することが必要となる。

※ マイクロマノメーターとは、集じん・排気装置が適切に稼働し隔離空間の内部の負圧状態が適切に維持されているかを測定する装置であり、自動記録装置付きが望ましい（差圧は-2~-5 Pa）。適切なマイクロマノメーターの選定には、管理値の1/10までの表示があるものが望ましい。取り扱いの説明書に従い、現場に対応したマニュアル（設置方法、管理方法や使用方法等）を作成し、作業者に周知徹底すること。特に、機器校正の頻度や現場での0（ゼロ）点調整を適切に行うこと。マイクロマノメーターの設置場所は、直射

日光のあたる場所を避け、できる限り温度変化の少ない場所及び気流に影響されない場所に設置すること。作業場内・場外の測定用チューブの開口端の高さの違いが圧力に影響を与えるため、極力同じ高さとなるように設置することが重要である。なお、精密機器であるため、使用しない場合の保管管理にあたっては取り扱い説明書に従い取り扱い、また、メーカー等に依頼し定期的な校正を行うこと。

- (2) スモークテスターは、隔離空間の内部の負圧下での空気の流れや適切な隔離養生が行われていることを確認するため使用する（図-14-2 参照）。鉄骨造の場合には様々な隙間があり得るので、隔離された作業場内全体が負圧になっていたとしても局所的に空気が漏洩している可能性がある。そのため、集じん・排気装置稼働後、作業開始前にスモークテスターを用いて、入り隅部を重点に作業場内からの空気漏洩の有無を確認する。



図-14-1 マイクロマノメーター（精密微差圧計）例



図-14-2 スモークテスター例

9. 2-2-2の(6)及び2-5-2中の「粉じん濃度を迅速に計測できるもの」にはパーティクルカウンターが含まれること。《平成26年4月23日基発0423第7号》
10. 石綿指針2-2-2の(7)中「保守点検を定期的に行うこと」については、集じん・排気装置の設置時及び少なくとも1日に1回、フィルタ及びパッキンが適切に取り付けられていること、異常音がないこと等について点検する必要がある。《平成24年5月9日 基発第0509第10号》
このため、付録VIの表VI-1・2に例示されているような日常点検表および作業場搬入前点検整備表を作成し、フィルタの交換記録等、装置の状態を記録し管理する。
11. フィルタの交換は、目詰まりが起きる前を目途に行う。1次フィルタは3～4回/日程度、2次フィルタは1回/日程度、HEPAフィルタは1次、2次フィルタを取り替えても目詰まりをおこす可能性のある場合（500時間程度）に交換する。また、集じん・排気装置に差圧計が取り